

県南広域振興局長告示第9号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成20年1月22日

県南広域振興局長 酒井俊巳

医療機関の名称	所在地	指定年月日
加賀調剤薬局	一関市田村町6番10号	平成19年12月1日